

生	00	01	3年
(令和10年3月末まで保存)			
(令和10年3月末まで有効)			

生 保 第 6 9 号
令 和 6 年 9 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行について

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和5年法律第29号）が令和5年5月17日に公布され、改正後の不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「改正法」という。）が、令和6年10月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、一般消費者の利益の一層の保護及び違反行為に対する抑止力を強化するため、罰則規定の拡充の措置等を講ずるもの。

2 改正の概要

(1) 罰則規定の拡充

優良誤認表示・有利誤認表示に対し、直罰が新設され、当該違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処することとされた（改正法第48条）。両罰規定は、本条の罰金刑（100万以下の罰金）を科することとされた（改正法第49条第1項第2号）。

ア 優良誤認表示違反

自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき（改正法第48条第1号）。

イ 有利誤認表示違反

自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき（改正法第48条第2号）。

(2) 罰則規定の整理

法律改正に伴い、罰則規定が次のとおり整理された。

ア 措置命令違反

2年以下の懲役又は300万円以下の罰金（改正法第46条第1項）

両罰規定 3億円以下の罰金（改正法第49条第1項第1号）

イ 報告の徴収及び立入検査等違反

1年以下の懲役又は300万円以下の罰金（改正法第47条）

両罰規定 各本条の罰金（300万円以下の罰金）（改正法第49条1項第2号）

3 添付資料

資料1 官報の写し

資料2 新旧対照条文

資料3 改正概要

担当：生活保安課指導係